

「中国会計制度の国際化—特に中国会計制度と日本会計制度の比較を念頭において」

92307 劉衛紅

中国は、1978年に対外開放、近代化路線を選択して以来、急速な勢いで、企業の活性化及び市場経済を目指した経済構造改革を推し進めているのですが、この関連において、会計制度の確立が重要であることが十分認識されてきた。

1980年の財政部（日本の大蔵省に相当）の直属期間として「中国会計協会」の設置、同年の公認会計士制度の復活と公認会計士監査の開始、1983年の会計検査院の復活、1984年の「中国監査協会」の設置、1985年の「中華人民共和国会計法」の選択などはその初段階である。また、中国財政部は、1992年に企業会計原則を制定し、会計処理の一般原則、勘定科目の内容と処理、および財務諸表の内容を規定し、1993年7月 1日から、統一した企業会計制度を施行した。

本論文ではこの新しい企業会計制度の内容および日本会計制度との比較について書いてみたのですが、以下、その内容を簡単に述べたいと思います。

中国会計制度の展開を見る場合、全体的には、1979年以後の経済体制改革の時期とそれ以前の時期に分けられる。1979年以前には、主として会計改革の問題は、記帳方法を中心に繰り広げられている。それに対して、それ以後では、多様化する所有性、分権的な管理システム、商品経済や対象開放等が会計改革の側面を拡大させる。

中国が計画経済から市場経済に移行したことに伴い、企業経営に主体性を与える必要がでてきたため、企業の資本金が不可欠となったこと、ならびに外国企業の中国投資の促進や、中国企業の国外での資金調達のためには中国企業の財務諸表の国際的比較可能

性を高めておくことが絶対条件であること等の理由による。中国財政部は1992年7月に財務会計改革法案を提出した。改革の趣旨は、統一の企業会計原則を設立して、その原則のもとで企業会計制度を設立することである。

現状での中国会計法規体系は、「会計法－企業会計原則－業種会計制度」という三段構造になっている。

40年ぐらいの歴史がある中国会計制度に最も大きな変化をもたらしたのは、1985年に公布された『会計法』である。これは中国が建国されてから初めての会計法であるだけに、会計に関するすべての法規の“母法”であると位置づけられている。また、1993年12月29日、「会計法の修正する決定」を公布され、その日から実行が始まった。

中国企業会計原則は基本原則と具体原則で構成されている。基本原則は会計の前提、会計処理の一般原則と会計要素原則に大別される。一般原則では、真实性原則、相关性原則、統一性原則、一致性原則、適時性原則、明瞭性原則、発生主義原則、費用・収益対応の原則、慎重性原則、実際原価原則、収益性出資と資本性支出区別の原則、重要性原則である。

また、現在のところ企業会計原則の具体原則が完全に制定されていないことから、各業界毎の具体的な統一会計制度（業界会計制度）が公表されている。

今回の会計制度改革によって、全国すべての企業が国際的に通用する貸借記帳法を使用することになった。また、国際慣行の会計等式と財務諸表および製造原価法を採用した、企業会計原則に慎重性原則を取り入れた。

日本の会計制度は、企業会計と税務会計に別される。企業会計はさらに商法会計と証取法会計に別される。また、日本の企業会計原則は一般原則、損益計算書原則および貸借対照表原則で構成されている。財務諸表とは、損益計算書と貸借対照表は基本的なものであるが、ほかに、財務諸表付属明細表と利益処分計算書をあげている。

中国会計制度と日本会計制度の比較について、まず、会計環境の比較をして、そして、企業会計原則の比較をしてみたのです。

1 企業会計原則の制定 2 企業会計原則の内容

財務諸表の比較について、中国と日本財務諸表の主な相違比較

固定資産 棚卸資産 利益処分 損益計算書項目

最後に、中国会計制度の展望について、税務会計と財務会計の分離、公認会計士精度、コンピュータ会計などを述べてみた。

中国会計制度は日本のと比べて遅れたのですが、これから、経済の発展と共に会計制度の改革も深めていくことを確信して、貢献したいと思っております。